

後見制度を利用される皆さまへ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」ができました

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」とは何？

たとえ判断能力が十分でなくとも、できるだけ本人の意思を尊重する観点から、本人に必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして、**本人が「自分で決める」のを支援する「意思決定支援」の重要性**が指摘されています。後見事務を行うに当たっても、**すべての人には自分のことを決める力があるという前提に立ち、本人の意思決定を支援することになります**。その一つの具体的なイメージを示すものとして、最高裁、厚労省及び専門職団体をメンバーとするワーキング・グループで検討を重ね、このガイドラインが作成されました(R2.10.30)。

どんな内容なの？

意思決定支援を踏まえた後見事務を行う際のプロセスや、意思決定支援を尽くしたけれど本人が意思を決定することが困難な場合などに行う「代行決定」のプロセスを示したものです。

ガイドラインには従わなければならないの？

ガイドラインに記載されたとおりに行動しなければならないという**義務はありません**が、本人の意思を尊重した後見事務を実践するために、後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」という。)に選任された方が**ガイドラインを参考にしながら後見事務を行うことが期待**されます。

～ ガイドラインにおける意思決定支援の概要 ～

どんな場面で意思決定支援を行うの？

本人にとって重大な影響が生じるような契約をする場合などです。例えば、施設に入所するかどうかなど本人の住む場所を決める場合や、自宅や高額の資産を売却する場合などが考えられます。

意思決定支援は後見人等が一人で行うの？

支援者のチームで行います。後見人等だけではなく、福祉関係者・医療従事者等の支援者がみんなで協力し合って、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を引き出すことが重要です。支援者が本人の周囲にいない場合は、お住まいの地域にある中核機関や、地域包括支援センター等に相談してみましょう。

本人の意思をどのようにして引き出せばいいの？

本人を交えたミーティングの場を設定し、本人の意思をできる限り引き出すよう努めます。ミーティングは、後見人等が一人で準備するものではなく、福祉関係者・医療関係者等の支援者と協力しながら、本人の特性を踏まえ、ミーティングで話し合うべきことや、本人の意思を最大限引き出すための方法について検討しましょう。

ガイドラインは**裁判所ウェブサイト(掲載箇所:後見ポータルサイト>資料・ビデオ>『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』について)**で入手できます。

URL : https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien_kihontekinakangaekata/index.html

- ✓ ガイドラインの全体像を把握するには、まず「**基本的な考え方**」や「**チャート図**」を見てください。
- ✓ ガイドラインには、実践で使える**アセスメントシートの書式**や**記載例**も添付されています。